

子か定むる或る抱き世に任事新分なる、新分は世に
 當時、新分原元料として我輩は其となく既成なる分
 子争に上り、操能く遊んで原分は心算既下出金也支
 分先、対て因にの成り、此争に名向、五倍奉り
 老を留り、實し其新電の料を分取、行て、但上正動
 一平化の、れし電料料債上正動、極次叙上り。

勞秘第一〇八六號

昭和四年六月廿五日

警視總監 宮田光雄

号	4. 6. 29
	584

内務大臣 望月圭介 殿
 社會局長 官 殿
 北海道京都大阪神奈川
 兵庫愛知静岡福岡
 各廳府縣長官 殿

團製材所勞働争議ニ関スル件 (第二報ニ解決)

要旨 其後折衝、結果事業主側へ専ら容し十五日解決ス
 標記勞働争議ニ就テハ既報ノ通りナルガ其後勞資折衝
 結果解決ニ至リタルガ其ノ状況左記ノ通り有之